

## 令和7年度第2回富津市障害者総合支援協議会会議録

発言者	発言内容
<p>1. 開会</p> <p>能城係長</p>	<p style="text-align: center;">(14:00)</p> <p>定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>皆様方におかれましては、公私ともにご多用のところ、令和7年度第2回富津市障害者総合支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の進行を務めます、障がい福祉課の能城と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>初めに、本日の協議会の出席者は17名ですので、富津市障害者総合支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、委員の過半数以上の出席がございますので、会議は成立します。</p> <p>また、本協議会は、富津市情報公開条例第23条第1項の規定により、市民の意見を反映させるために設置する審議会等で、市民が構成員に含まれている会議については、法令等に特別の定めがある場合を除き、公開することとなっております。</p> <p>この規定により、本協議会につきましても、傍聴者の受入れ体制を整備し、会議結果を公表することとしておりますので、ご承知おきくださるよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、会議録作成のため、録音機を使用させていただきますので、ご了承願います。</p> <p>次に、音響設備について説明いたします。会議の中で発言をされる場合は、挙手の上、議長から指名をされたら、職員がマイクをお持ちしますので、そのマイクを使用して発言していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
<p>2. 会長あいさつ</p> <p>能城係長</p>	<p>それでは、次第の2「あいさつ」でございます。富津市障害者総合支援協議会 島津会長からご挨拶いただきたいと思います。</p> <p>島津会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>島津会長</p>	<p>みなさんこんにちは、本日は協議会を開催いたしましたところ、皆</p>

様には公私ともご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和7年度も残り1ヶ月半となりました。

今年度も各部会では、それぞれ特色のある活動を実施していただきまして、ありがとうございます。

後ほど各部会から報告等があると思いますけれども、その中で課題等もあります。

障がいのある方々がこの地域で安心して生活できるためにも様々な課題に取り組んでまいりたいと思っております。

また、協議会全体でも本年度11月に開催された聴覚に障がいのある方たちのデフリンピックが東京を中心に開催されました。

これに伴い富津市では、デフリンピックの競技でもあるデフサッカーの体験会を佐貫小学校で開催いたしました。

当日は青堀及び天羽の少年サッカーチームの選手、指導者、保護者の方や地域の皆様にご協力をいただき、100名を超える大きな参加者のもと、盛況に行うことができました。

障がいのある方たちと交流することで、障がいに対する理解促進に繋がったのではないかなと思っております。

本日の議題はその他を含め5議題あります。皆様から貴重なご意見を賜りますよう、お願いを申し上げまして挨拶といたします。

能城係長

ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行は島津会長にお願いしたいと存じます。

島津会長よろしく願いいたします。

島津会長

議長として会議を進行させていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議題に入る前に、会議録署名人を決める必要があります。

私の指名する方をお願いするということでご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、「社会福祉法人あすなろ会」の庄司委員と「児童発達支援センターきみつ愛児園」の神子委員のお二人にお願いいたします。

なお、お二人には、後日事務局が調整した会議録を確認していただ

き、署名をお願いいたします。

### 3. 議題

#### (1) 令和7年度部会等活動報告及び令和8年度部会等活動方針について

島津会長

それでは、議題に入ります。

議題(1)「令和7年度部会等活動報告及び令和8年度部会等活動方針について」を議題とします。

説明につきましては、就労支援部会、地域生活支援部会、子ども部会、権利擁護部会の順に各部会長より説明をお願いします。

また、連絡調整会議、差別解消会議、広報会議については、事務局より説明をお願いします。

それでは、就労支援部会から説明をお願いします。

近藤部会長

皆様こんにちは、「約束の樹シューレ」の近藤と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

就労支援部会より、令和7年度の活動についてご報告いたします。

お手元の資料にあるとは思いますが、少しそこをまとめてお伝えさせていただきます。

初めに、就労支援部会では、富津市内にお住まいの障がいのある方々の就職や実習をスムーズに行えるよう、企業と障がい者双方のニーズや課題解消に繋がる活動を目指し、基盤整備に取り組んでおります。

令和7年度の主な活動内容です。

7月に第1回就労支援部会の開催がございました。

今年度の活動方針や、チャレンジドオフィス、研修会の企画について話し合いました。

8月に就労選択支援に関する研修会を実施いたしました。

「社会福祉法人野栄福祉会」の辻内氏を講師にお迎えし、10月から開始される新たな障害福祉サービス、就労選択支援について基礎的な理解を深めました。

11月です。先ほど島津会長からもお話がありましたけれども、デフサッカー体験会の際に、物産展の開催を同時に行いました。

市内外9団体が出展し、私も出展させていただいておりましたけれども、売り切れ続出の盛況ぶりでした。

市民の皆様への周知と販売促進に繋がったと感じております。

1月です。第2回就労支援部会を開催いたしました。  
令和7年度の活動報告と令和8年度の活動方針について意見交換を行いました。

また、富津市内で唯一の就労選択支援事業所から実践の様子や課題について貴重なお話を伺ったり、農福連携については、今年度富津市内においてB型事業所による「お試しノウフク」の実践報告を頂戴いたしました。

今回は、事業所内で行える作業を通じて、現場に出向かずとも農業との連携が可能であることが確認できました。

また、農家の方々も障がいについて理解を深め、利用者様との交流を通じて、信頼関係が築かれ、笑顔あふれる連携となったとの報告をいただき、私も一歩、農福連携が進んだなと思っております。

最後に令和8年度の活動方針についてご説明させていただきます。

物産展の継続と拡充については、市役所内での月2回の定期販売を継続しつつ、障がい福祉に関するイベントでの物産展も企画し、より多くの市民の皆様を知っていただける機会を増やしていきたいと思っております。

また、農福連携の推進につきましても、実践報告会を通じて、情報共有を行い、課題や工夫を話し合える場を設け、農業と福祉の連携がさらに広がるよう取り組んでまいりたいと思います。

また、就労選択支援の方も少しずつ情報が上がってくると思われますので、そちらも生の声を聞き、課題を考えながら基盤を進めていけたらと思っております。

以上が令和7年度の活動報告と、令和8年度の活動方針となります。

今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。  
就労支援部会からは以上です。

島津会長

ありがとうございました。  
次に、地域生活支援部会の方から説明をお願いします。

幾野部会長

地域生活支援部会の報告をさせていただきます、「太陽のしずく」の幾野と申します。よろしくお願いいたします。

令和7年度の活動の報告になりますが、地域生活支援部会は「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指し、連絡、調整、研

究、広報等を行っています。

7年度の主な地域の体制作りとしての活動ですけれども、具体的には、この令和7年度から新たに、富津市が指定する福祉避難所が4か所に増えたことを受けまして、実際に福祉避難所となる施設を見学するなどの勉強会を企画していくというところを中心に活動を行ってきました。

主な活動内容の一覧はこちらの表の通りになっておりますので、ご確認いただければと思います。

実際に福祉避難所を見学した日ですが、10月29日に中央公民館と富津公民館を見学させていただき、11月18日に市民会館とカナリエを見学させていただきました。

この活動を通しての評価なのですが、福祉避難所の見学を通して、福祉避難所の現状を確認することができました。

また、「公助には限界があり、当事者や事業所等の自助の意識を高めるための、周知、啓発の必要性を再認識できた。」と書かせてもらいましたが、この「公助には限界がある」というところの具体的な内容ですが、福祉避難所はバリアフリーが付いている、あとは対応職員が福祉関係の職員も加わるということで、「特に福祉に特化したものではない」というところが、実際見学等をして分かってきたところがあります。

あとは、備品等が避難所の収容人員の7割程度のストックというところも分かってきました。

あとは、福祉避難所として指定されている4か所なのですが、トイレは和式がほとんどであったり、多目的トイレはありましたが、当事者の方からの目線ですと、開け閉めするドアがかなり重いところもあり、手洗いが蛇口までちょっと届かない仕様になっていたり、逆に車椅子の方がそのまま入れるような手洗いになっているので、今度はそのボウルが浅すぎて水がかなり撥ねてしまうとか、実際当事者の方が福祉避難所へ行って見た感想等々がたくさん出てきましたので、このような書き方をさせていただきました。

あとは「自助の意識」というところなのですが、先ほども申し上げたとおり、備品等が7割程度の備えとなっていましたので、やはり自分たちで食料、水、簡易トイレ等、備えられるものはなるべく備えて、手ぶらで避難所へ行くというよりかは、自分たちで備えたものも持参して行くという意識、認識をしっかりと周知していくことが必要なのではないかとか、「福祉避難所に行けば何でも揃っている」という

ところではなくて、避難生活する上での最低限の備品しかないということ認識して、「自分たちが避難生活をする上で必要なものは自分たちで備えていくんだ」というような意識を周知していく必要があると強く感じました。

これらを受けて、令和8年度活動方針として、自助の大切さを周知、啓発するために、避難生活を想定したワークショップを通して、「こういう備品があると実は便利なんだ、助かるんだ」というようなものを検証して、「平時のときにこういったものを備えておくと、有事のときにとっても便利だよ」というようなものを、来年度発行する広報誌「もごっち」に掲載していければという内容を活動方針にさせていただきました。

地域生活支援部会の報告は以上になります。

島津会長

ありがとうございました。

次に、子ども部会から説明をお願いいたします。

小原部会長

こども部会の説明をさせていただきます。

こども部会長の小原と申します。

令和7年度の活動ですが、保護者、当事者団体、保育所、幼稚園、教育機関などの多様な機関で構成され、障がい児に関する支援に関する事項の調査審査に係る事務をやっております。

7月8日には打ち合わせがありまして、1月13日に第2回の打ち合わせをいたしました。

そして、普段行っていることは、毎月第2火曜日に障がいのあるお子さんの保護者、支援者の方の支援を目的に、茶話会を開いております。

そちらも日程の方は表にあるとおりになっております、1年間を通してやっています。

人数がいろいろバラバラなのですが、その度にいらっしゃる方もまたバラバラで関わる問題も様々でやっております。

また、去年は活動としまして、「千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課」の窪川亮平先生と、「千葉県君津青葉高等学校」の石川香先生、寺口真登夏先生をお招きして、高等学校における通級指導について、講演をいただきました。

こちらの方には、いろいろな関係者の方がいらっしゃいましたけれども、保護者の参加が9名にとどまったことは残念でした。

もっとこの辺を周知して、保護者も知れるようなチャンスがあったら良かったなと思いました。

評価としましては、毎月1回交流会を開催しておりますが、幼児から学童期、成長期、成人した子を持つ保護者が参加し、様々な意見交換を行い、保護者同士が同じ悩みを持つ親として、情報を共有することで、精神的な負担の軽減にも繋がりました。

そして、令和8年度活動の方針ですが、スキルアップ講座では、発達障がいを広義に捉え、関連するテーマの講座を開催し、発達障がいの理解を広げ、発達障がい福祉の発展に寄与する。

子育て交流会は誰でも参加できるよう、現在の開催の形態、市役所内の会議室で毎月第2火曜日の10時から12時の開催を継続して、広報誌やふつつ子育てLINE、障害者手帳交付時に周知を行う予定となっております。

以上です。

島津会長

ありがとうございました。

次に、権利擁護部会をお願いします。

平野部会長

「豊岡光生園」の平野と申します。

それでは、権利擁護部会の報告をさせていただきます。

令和7年度の活動の進捗ということで、権利擁護部会は、「障がいがあってもなくても暮らしやすいまちづくり」を目標に活動しています。

今年度は、昨年度に引き続き「意思決定支援」をテーマに、事業所向けの研修を行うとともに、「成年後見制度」をテーマに市民向けの研修を3月に予定しております。

権利擁護の意識を支援者である事業者だけでなく、市民に向け周知することを目標とし、活動を行ってきました。

活動日時については3回行っております。

次のページに行きまして、「あったかふつつエンジョイトーク」についてですけれども、権利擁護に関する研修会を開催するとともに、次年度の研修会の計画を作成しております。

地域の支援者、関係者等において、課題を共有しながら、交流や事例検討を通した話し合いの場を設けることで、地域支援のネットワークを作ることを目標としています。

活動、日時、場所、内容に関しては以下の通りとなっております。

6月から11月の前期ですけれども、富津市内には障害者支援施設が2つありますので、そちらの方に部会員が足を運びまして、映像研修をさせていただきました。

その中で、「望みの門」の方からもぜひやっていただきたいということでお声をかけていただきましたので、計3事業所を回ることができました。

そして、2月2日に講師の先生をお呼びして、「意思決定支援」についての研修会を行い、3月9日にも講師の先生をお呼びして、「成年後見制度」について研修を行っていく予定であります。

評価につきましては、今年度は「意思決定支援」、「成年後見制度」と2つの具体的なテーマをもとに2回開催することができ、3月はまだ予定ですけれども、幅広い立場の支援者に対し、いろいろな視点による支援のあり方について学ぶ場を設けることができたと思っております。

令和8年度の活動の方針についてですけれども、「あったかふつつエンジョイトーク」については、今年度に引き続き、「意思決定支援」及び「成年後見制度」について市内の福祉事業所や当事者家族と一緒に学んでいく場を設けたいと思っております。

「意思決定支援」に関するテーマは、来年度で4年目になるのですが、「意思決定支援」についての考えを地域移行や地域生活支援拠点に反映させた事業所向けの研修を継続していく予定になっております。

また、今年度の「意思決定支援」及び「成年後見制度」の研修内容を映像で記録したものを、今年度同様、参加できなかった事業所などを対象に部会員が事業所などを訪問し、研修の開催を予定しております。

権利擁護部会からは以上です。

島津会長

ありがとうございました。

次に、連絡調整会議、差別解消会議、広報会議の説明を事務局からお願いします。

峯岸主査

それでは、まずは連絡調整会議について、説明いたします。

資料12ページをご覧ください。

令和7年度の活動及び評価につきましては、会議を3回実施し、各部会の活動状況や今後の活動について、相互に確認し、指摘し合うこ

とで、部会自体の活動の幅を広げるとともに各部会との連携につながりました。

令和8年度の活動の方針につきましては、引き続き各部会の活動状況や協議会全体の運営方針の確認を行い、また、協議会の各種イベント開催に関して参画していきます。

13 ページをご覧ください。

次に障がい者差別解消会議ですが、令和7年度の活動及び評価につきましては、実際の相談がなかったため、会議の開催はなく、市の広報誌による啓発活動を実施しました。

続いて、令和8年度の活動の方針につきましては、障害者差別解消法に基づく相談があった場合には、随時会議を開催します。

また、各部会と連携を取り、福祉関係者だけでなく、企業をはじめ、広く一般での理解の促進のため、広報誌などによる情報発信を行います。

14 ページ、15 ページをご覧ください。

最後に広報会議ですが、令和7年度の活動及び評価につきましては、障がいやパラスポーツの理解促進のため、「東京 2025 デフリンピック」の開催に合わせ、市民向けのイベントとして「デフサッカー体験会」を開催しました。当日はデフサッカー日本代表選手をゲストに迎え、イベントには81名が参加しました。

次に、福祉教育を促進するため、体験学習や講義などを提供する「福祉教育推進プログラム」として、「福祉用具等体験教室」、「障がいに関する理解を深める講義」を天羽小学校で実施しました。2月には「障害者スポーツチャレンジ教室」、「福祉用具等体験教室」を飯野小学校で実施する予定です。

次に、障がいに関する理解を促すため、市内の小中学生を対象に、障がいをテーマとしたポスターコンクールを開催し、34点の応募がありました。ポスターコンクール受賞作品を活用した啓発物品も現在準備中であり、市役所窓口等で配布を予定しています。

また、富津市障害者総合支援協議会の広報誌「もごっち」も市内全戸に配布の準備を進めております。

続いて、令和8年度の活動の方針につきましては、障がいをテーマとしたポスターコンクールを継続して開催し、受賞作品を活用した啓発物品による広報活動を行い、障がいに関する理解の啓発を図ります。

また、富津市障害者総合支援協議会の広報誌「もごっち」を継続的

に発行します。

さらに、「福祉教育推進プログラム」の内容拡充を図り、学校への情報提供を行うことで、学校の福祉教育に関する相談窓口を担当していきます。

以上で「連絡調整会議、障がい者差別解消会議、広報会議」についての説明を終わらせていただきます。

島津会長

ありがとうございました。

ただいま、各部会長及び事務局より説明がございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

川口委員

「富津市社会福祉協議会」の川口と申します。よろしく申し上げます。

14 ページの広報会議で、「福祉教育推進プログラム」ですが、天羽小学校で実施されて、飯野小学校で実施予定ということで、これについては、子どもたちにとって非常に有意義で、なかなか良い企画だなというふうに思いました。

そこで、この企画について市内の他の学校での実施予定は今後あるのでしょうか。ということをご質問したいと思います。

能城係長

福祉教育推進プログラムにつきましては、各学校に開催のご案内をして、各学校の方からやりたいと手を挙げていただいたところで開催しております。

今年度につきましては、手を挙げていただいたのが、天羽小学校と飯野小学校ということで、他の学校からは今のところ話は無いので、今年度の実施は予定しておりません。

島津会長

他に何かございますか。

渡邊委員

質問ではないのですが、10 ページの権利擁護部会の「成年後見制度」の研修の開催が3月9日でこれからとなっているので、時間も教えていただけるとありがたいです。

平野部会長

3月9日の13時半から予定しています。

島津会長

他に何かございますか。

それでは、私から1点、健康福祉部長にお伺いしたい点がありまして、先ほど地域生活支援部会の方で福祉避難所を見てきたという中で、様々な課題が浮き彫りになっているかなというところで、やはり福祉避難所、全国どこの市町村もかなり大変な思いをして設置をしていると思いますけれども、先ほど地域生活支援部会からは、やはりバリアフリー、収容人数の制限、トイレの和式、福祉に特化していない、多目的トイレのドアが重いとか、洗面所が届かない、様々な課題が挙げられてきて、健康福祉部として、この福祉避難所を今後どういうふうに持っていくビジョンがあるのか、その辺をちょっとお伺いしておきたい。

小野田部長

健康福祉部長の小野田でございます。

福祉避難所のビジョンというご質問ですけれども、市としまして、平成29年の時に、社会福祉法人8法人、23か所と福祉避難所の協定を結ばせていただいております。

その後、本年2月9日には、薄光会と4施設を加えた協定を結ばせていただいているということで進めています。

あと、福祉避難所運営のハコとしては、やはり受け入れるにはかなりご存知のとおり限界があります。

その中で、防災安全課と共同で、避難に配慮を要する方々は、個別避難計画というものを1人1人、今現在計画を作っているところでございます。

それは、避難をするときに、併設型ということで、富津公民館、中央公民館、市民会館、カナリエの4か所を指定していますけれども、必ずしもそこへ避難せず、個々に避難先が決められていれば、スムーズに避難できるようにもなるので、個々に日頃から利用している施設へ避難できるように個別避難計画を今進めているところでございます。

その中で、今のところ8割ぐらい個別避難計画が進んでいるというところですが、また再度見直しをして中身を充実していくというふうには聞いています。

その窓口としては、「障がい」であれば障がい福祉課、「高齢者」であれば介護福祉課等がまず窓口になる必要もあるかなというふうには考えております。

防災と福祉の方と関係皆様方と連携を深めて、できるだけ整備を進めていきたいなと思っております。

それと4つの併設型のところは、やはり既存の施設の中で可能な限り福祉避難所というスペースとして指定しているようなところなので、トイレや洗面の位置とか、そういうところでご不便をかける部分が課題としてここで上がってきておりますので、そちらは防災安全課と本来の施設管理者は教育部の方になったりしますので、その辺は徐々にですけれども、物理的な解消に向けて、また協議していきたいと思っております。

島津会長

ありがとうございます。

物理的に全てこういうものを、今の指定してある福祉避難所の改修等もかなり費用がかかるとは思いますけれども、ただ災害はいつやってくるかわからないので、できるところから少しずつでも解消していただきたいなと、この総合支援協議会からの提案ということでもありますし、我々が各部会、いろいろ課題を捉えて提供してきたる訳でございますので、ぜひ、この協議会の意見を取り入れていただいて、障がい者が地域で安心して暮らせるように努めていただければと思います。よろしくお願ひします。

他に何かございますか。

清川会長

ケアセンターさつきの清川です。

各部会によって開催の回数というのがバラバラのような感じがするのですけれども、来年度は2回とか3回とか部会によって決まっているのですか。2回やっているところもあれば、5回やっているところもあるので、その差が何なのかなというのが聞いてみたいところでは。

島津会長

各部会が主体的に活動をしておりますので、その中で回数の多い、例えば、子ども部会に関しては、毎月定例で子育て交流会とかをやっているのですけれども、それぞれの部会の中でテーマを決めてやっておりますので、若干の回数の増減が出てきてしまうということです。

島津会長

他にご意見等ありますか。

(意見なし)

ご質疑等ないようですので、議題(1)「令和7年度部会等活動報告及び令和8年度部会等活動方針について」を終わります。

### 3. 議題

#### (2) 富津市基幹相談支援センターの令和7年度事業実績報告及び事業評価について

島津会長

続いて、議題（2）「富津市基幹相談支援センターの令和7年度事業実績報告及び事業評価について」を議題とします。

事務局及び富津市基幹相談支援センターより説明をお願いいたします。

能城係長

それでは、議題（2）「富津市基幹相談支援センターの令和7年度事業実績報告及び事業評価について」説明いたします。

資料は17ページからとなります。

まずは、資料に記載はございませんが、改めて富津市基幹相談支援センターの概要を簡単に説明いたします。

富津市基幹相談支援センターは、障がいのある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関であります。

公募型プロポーザル方式により、「社会福祉法人 薄光会」と委託契約を締結、令和3年4月1日に開設し、障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援に関する事、相談支援事業者に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談支援体制の強化の取組に関する事など、富津市基幹相談支援センター設置要綱第4条に定める業務を実施しております。

基幹相談支援センターの運営に関しましては、国の地域生活支援事業実施要綱において、市町村は、基幹相談支援センターを委託するに当たっては、協議会等において、実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこととなっています。

今回、委員の皆様には、令和7年度の事業実績報告及び事業評価についてご説明させていただき、ご意見を伺いたく、お願いさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、委託先である「富津市基幹相談支援センター」の大森管理者からご説明させていただきます。

大森管理者

それでは、富津市基幹相談支援センター事業報告についてご案内したいと思います。

センター長の大森です。よろしくお願いたします。

17ページからになるのですが、まず46ページをお開きいただき

いと思います。

46 ページには、私どもの自己評価と市の評価の欄があるのですが、こちらに(1)から(9)までの項目が右の方に向かってございます。

基幹センターの事業は、具体的にはこの9つの事業を実施しております。これから私が説明のご案内は、各項目ごとに報告と自己評価、という形でご説明をしていきたいと思っておりますので、概略このようなところでご理解いただければと思います。

それでは17ページにお戻りください。

9つありますので、文章が大変長いので、かいつまんでのご案内をしていきたいと思っております。

1つ目18ページ、(1)「障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援」についてという形になっております。

実績とか傾向の方は、そちらに書いてあるところなのですが、昨年度は相談件数全てで、20,349件の相談をお受けしました。

昨年もこの時期に相談件数はご報告したのですが、この12月末までで、昨年は15,051件でした。

今年のここまでの相談受理件数は、17,842件となっておりますので、昨年とこの時期を比べましても、約2,800件の増加という形になっておまして、相談件数はもちろん増えているというような状況にあります。

19ページの傾向のところなのですが、他機関からの相談が増加傾向にあるということで、障がいのあるご本人やご家族だけではなく、他の支援機関からの相談が増えているというのが特徴としてあります。

昨年、この時期は500件ぐらいの件数でしたが、今年は大体600件ぐらいの件数が他機関からのものとして上がっております。

また、その傾向の2つ目のポツですが、今年は、障害年金に関する相談が多い年でありました。

昨年は1件、2件だったと思いますが、今年度は5件、6件という形になって、年金を取りたい、年金を取るにはどうしたらいいのかというようなご相談が多かったのがとても印象的だったなというふうに思っております。

ページ進めて、21ページになります。自己評価のところです。

3番目の知識力、技術力というところがあるのですが、「基幹事業に反映させた」というような内容については、面談の質とか、

情報提供の量みたいところは、職員を研修に行かせたりしておりますので、その辺はそれなりに提供できたかなというふうに思っているところと、先ほど申し上げたように、障害年金に関するご相談が増えましたので、その一番下、企画力、計画力の自己評価のところにもありますが、障害年金に関する研修会を企画しました。

この研修会は我々基幹センターの職員と、市の各ケースワーカーにも一緒に加わっていただいて、社労士をお招きして研修を受けました。

これはかなり専門的な相談内容であって、実はその業務独占に抵触するような内容でもあるなんていう確認もしながら、どこまでご案内して、どこからが専門機関に繋ぐのかというようなラインをしっかりと揃えたいと思ひまして、そのような研修も企画したということになっております。

続きまして、22 ページになります。(2)「相談支援事業所に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談支援体制の強化の取組」についてです。

進捗報告のところにある、「市内相談支援事業所の訪問」についてとなりますが、富津市内には計画相談、いわゆるプランを書く事業所は4事業所ございます。

そのうち1つが私どもの法人のものでありますので、それ以外の3つの事業所に対して、年間4回訪問をさせていただいております。

月1回、全事業所が集います連絡会を開催しておりますが、そこでは時間の足りない個別なケースの相談とか、各事業所個別の固有の相談事に関しては、我々が訪問させていただくことによって、いろいろなご助言というか、一緒に考えるようなことをさせていただいております。

顔の見える関係というのですかね、こちらを築く上では非常に重要な取り組みだというふうにも思っておりますし、相談支援専門員については上級資格である主任相談支援専門員という資格があるのですが、こちらの主任相談支援専門員を取った者は地域の体制作りに加わらなければならないということになっておりますので、その主任相談支援専門員の活躍の場ということにもなるかなというふうに思っております。

ちなみに主任相談支援専門員は県内で179人これまでに養成されておまして、富津市では私を含めて3名の主任相談支援専門員が今、地域で活動しているということになっております。

24 ページをお開きください。そちらの自己評価になっております。

3 番目、知識力、技術力のところに、「県や中央情勢に関する情報を適時周知し」とあるところがあります。これは、基幹相談支援センターは昨年10月に県内全ての市町村に設置が進みました。これは全国でもかなり早い状況にはなっているのですが、そういったことを受けて、全市町村の連絡会が立ち上がっておりますので、そちらの連絡会を通じた早い情報提供とか連絡体制により、仕入れた情報などを市内の事業所の方に持って行き、的確に早く流すようなことができているかなというふうに思っております。

一番下段の企画力、計画力のところにも「中央情勢を」というような形の話がありますが、国が企画する研修等にも参加させていただく機会を得ましたので、そちらもあまり中間のものを挟まずに直接伝達できるような状況を整えられているかと思っております。

続きまして、25 ページになります。

(3)「障害者支援施設、精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組」の対応になります。

進捗報告の2つ目の段の途中に、「入院期間が短期間で地域移行したケースでは地域生活の中で課題があり」というところがありますが、短期で退院という形になると、なかなかアセスメントと課題抽出が落ち着かないようなことがあるのですが、特にこの辺で苦労するのは、やはりなかなか整理されないまま地域に戻っていかれる方が多くて、それはご希望を叶えるという意味では全然構わないことなのですが、やはり入院に至ってしまうような原因だった、お金に関する事とか、人間関係に関する事とか、自己理解に関する事とか、こちらに関してはなかなかシーンが追いつかないようなところもありますので、こちらについては課題だなというふうに思うことがありました。

ページめくって26 ページです。自己評価のところの一番最後、企画力、計画力の下段のところに、「支援の現場の職員との意見交換の場」ということが書いてありますが、この地域移行の取り組みに関しては、富津は入院病床のある精神科病院がございませませんが、入所施設が市内には2つあります。地域移行の取り組みについては、入所施設からの移行ということも、この業務の重要な内容になっておりますので、市内の「豊岡光生園」と「どんぐりの郷」の職員さんと頻繁にお話をさせていただく機会を得まして、誰かを施設の外に出さなければいけないということよりも、あまり言葉を発することができな

かったりする方の本当の意思とか気持ちはどこにあるのか、というような研修、意見交換の場を持つことができるようになったことがとても重要だったかなというふうに思っておりますので、こちらは来年度以降も重要な取り組みとして進めていく予定がございます。

続きまして27ページ、(4)「障がい者の権利擁護及び虐待の防止に関すること」になります。

中段の方に進捗報告がありますが、我々基幹センターのみで成年後見を取り扱うということは実はあまり多くなくて、権利侵害が疑われるようなケースにあった場合は速やかに市の方に報告をして、市の方と一緒に取り組むというのが我々基幹センターの権利擁護、特に成年後見、虐待防止に関するスタンスで行っております。

具体的に成年後見の方にお繋ぎしたというのが、「0件」というような表現ではありますが、むしろ、毎月必ずケースワーカーとは打ち合わせをしていますので、権利侵害に関するようなことにはアンテナを高くして、後見人が必要で後見制度を使う方が良い方もいらっしゃると思いますが、後見制度を使わなかったとしても、権利侵害が疑われるようなケースをしっかりと事前に対応していくということをやっているような状況がございます。

続きまして28ページ、自己評価のところの一番最後、企画力、計画力のところになります。

一番下段に、「引き続き普及啓発活動に取り組んでいく」ということを書いてありますが、こちらは成年後見、虐待防止に関しては基幹センター単独というよりは、権利擁護部会がこの協議会に設置されておりますので、権利擁護部会と連動して研修等の企画を引き続き、続けていければと思っております。

今年も企画した、「意思決定支援」の研修ですとか、来月ある「成年後見制度」の研修も権利擁護部会と基幹センターが中心となって、企画の方は進めさせていただいております。

続きまして、29ページ(5)「地域生活支援拠点事業に関すること」になります。

中段、進捗報告のところになります。地域生活支援拠点等は、コーディネーターを専任で配置することになっておりまして、富津も専任でコーディネーターを配置することができています。

国の事業でも、この地域生活支援拠点はかなり重点施策となっておりますので、今後も進めていく予定があるのですが、なかなか危機的な対応が多くなかったというか、未然にそうならないように防げ

たというようなこともあったかとは思いますが、この事業に関わる人や事業体がまだまだ少なかったりすることもあるので、そちらの意識改革というか、我が事にしていくような取り組みがちょっとまだ足りないかなというふうに思っていますので、来年度以降、そのようなことを進めていければと思っています。

協議会との連動が重要だと言われておりますので、こちらの皆様のご意見等も伺いながら、地域生活支援拠点の方は進めていけたらと思っています。

ページめくりまして、32 ページになります。

(6)「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関すること」とあります。こちら医療的ケア児のコーディネーター専任で配置しており、基幹センターの職員が担当しております。

こちらは、市と圏域4市と合同の取り組みという形になっているので、協議体の方には参加するという立場で参加をさせていただいていますが、富津は具体的なこの医療的ケア児としては、3名ということで、もう顔と名前がわかるような形になっていますので、そちらに具体的な支援を入れることができているというか、保護者の方とも連動してお話することができています。

人口の多い市ですと、どこにどういうお子さんがいるかが分からないので、まず実態調査から入るところがあるのですが、富津の場合は、すぐにその辺を分かることができたのが、逆のスケールメリットかなというふうに思っているところもあります。そちらの支援を具体的に進めていくことができております。

医療的ケア児ということなので、障がい分野のお話もあるのですが、こども分野の庁内連携、特に保育に関するところとは連携をさせていただいて、地域に住む医療的ケアの必要なお子さんの健やかな成長に向けて、障がい分野だけでなく、事業を進められているのは良いことかなというふうに思っておりますので、今後も進めていけたらと思っています。

続いて、35 ページになります。

(7)「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場に関すること」になります。

圏域での会議体がありますので、そちらの方に委員として参加するというのが会議の参加というところの進捗になりますが、我々富津の方で独自で企画しているのが、2つ目、3つ目になります。

「家族の小さな勉強会」というものと、ページをめくって次のとこ

ろにあります、「おしゃべり場の開催」というものを自主事業という形で始めたのですが、この7番の項目に類することだなというふうに思っているので、ご報告をさせていただこうと思っています。

「家族の小さな勉強会」は主に精神障がい当事者を持つご家族の勉強の場を開催しています。

こちらは20人、30人の場ではなかなかお話することは難しいですが、少人数でしたら、お話したい、お話を聞いてもらいたい、というご家族のお話がありましたので、細々という形ではあるのですが、なかなか声にならない、大きな声ではなかつたりするので、そういうところにしっかり耳を傾けるような企画が今、できているのかなというふうに思っています、同じような悩みを持つ家族をお知り合いにさせることができ、そこで仲良くなって経験を共有していただいたという効果が出たかなというふうに思っております。

36ページの「おしゃべり場」については、こちらも精神障がいのある人が、というふうに限定している訳ではないのですが、一昨年からは始めたのですけれども、毎月のこの開催を楽しみにしてくれている人は多くて、毎回5名から11名の参加の状況があります。

支援者の方もこちらには来ていただいて、いつ来ていただいて、いつ帰っていただいても良いというような感じでお話の場を提案させていただいております。

もちろん病状・病識のことを語る方もいらっしゃれば、アドバイスするような方もいらっしゃれば、というような形の中で、言ってしまえば「ピアの場」という形にはなると思うのですけれども、そのような場がこれまであまり富津では企画できていませんでしたので、大事にしていけたらいいかなというふうに思っているところです。

37ページの自己評価のところ、最後の企画力、計画力のところで5点とさせていただいたのは、この辺が実感を持って展開できているかなというふうに思いましたので、そのような点数をつけさせていただきました。

ページめくりまして38ページ、(8)「法第77条第1項第3号に規定する事業」ということで、これは市が必ず行わなければならない障害者相談支援事業ということをおっしゃって、そちらも委託を受けていますので、そちらについてとなっております。

(1)の総合相談と何が違うのかということになるのですが、こちらの(8)の方でお取り扱いしているのは、手帳を持っていなかったり、書類的には障がい者と呼べない方というような周辺の方たちの

対応状況みたいなところを指しています。そのようなイメージをしていただければと思っております。

そうしますと、そのような方々と接点を持つ上で重要なのは、障がい福祉の我々の事業体だけではなくて、こども部局や高齢者部局や生活困窮の部局や他の部局との連携が非常に重要になってくることになります。

40 ページ、自己評価のところです。

一番下段の企画力、計画力のところで、「障がい福祉分野を超えた対応・企画について具体的な動き出しを行っている」ということを書かせていただいておりますが、これは定期的に、先ほどの高齢、こども、生活困窮や中核とか、そのような各機関と何かあったら集まるというのではなくて、定期的に集まる時間を決めて、お話をすることにしております。

集まりを持ちますと、あるケースの方がこちらにも来ていて、そちらにも来ていて、あちらにも来ていて、ということが大体わかってきて、それぞれでお話される内容が違ったり、困っている内容が違ったり、同じだったりというのが確認できるので、包括的にその方を支援する体制が取れるなということをおもっていることと、やはり所属がない方だったりするので、皆がお見合いをしてしまって、支援が滞っていることはたまにあります。それを確認することができて、しっかり取り組まなきゃいけないねというような確認ができるというのも、この他部署との連携によって確認できておりますので、この連携の機会は大事に、今後もしていこうと思っております。

最後のところになりますが、41 ページ、(9)「前各号に掲げるもののほか、事業の実施に付随すること」となっていて、私たち、富津市基幹相談支援センターえこが独自に展開している事業内容となります。

3つ事業内容がありまして、1つは、協議会を市と一緒に運営することとなっておりますので、今日このような立場で、ここでお話させていただいているのも、その役割によってという形になります。

報告内容は各部会や連絡調整会議の実施内容が記載されていますので、ご確認いただければと思います。

2つ目は県の事業になるのですが、障害児等療育支援事業を受託している、「ほうきぼし」の方が展開しておりますので、そちらをお手伝いしている内容になります。

具体的には、保育所や幼稚園、小学校、若しくは中学校を巡回させ

ていただいて、保育士や先生方の支援をさせていただく事業を中心に行っております。

こちらの事業は、基幹センターの前身から15年近くやらせていただいている、特に私が現場で保育園を回っていた頃に、現場の先生だった方々が、主任や園長をやられているような時期だったりするので、特に発達障がいを中心とした、障がい理解ということは、保育園を中心にすごく進んだなというような実感をしており、支援者を支援する仕組みとなっておりますので、こちらは引き続き大事にしていこうと思っているところです。

3つ目に、防災について記載をしておりますが、こちらは地域生活支援部会の防災に関するところと連動して動いておりますので、基幹センター単独というよりは、そちらと一緒に動いているということで、ご承知おきいただければと思っております。

私からのご報告は以上になります。ありがとうございました。

能城係長

それでは最後に、市から事業評価について説明いたします。

資料46ページ、A3用紙のページをご覧ください。

業務ごとに、委託先である「富津市基幹相談支援センター」の自己評価と市の評価を記載しております。

自己評価は225点中169点、市の評価は225点中159点となります。なお、昨年度については、自己評価は163点・市の評価は160点となっております。

市の総評といたしましては、概ね実施計画どおり出来ていた。相談については、昨年度と比べ件数が増加しており、その内容も多種多様なものとなっているが、関係機関と連携する等、ケースに応じて丁寧に対応を図ることが出来ていた。また、基幹相談としての立場を理解し、主体的に取り組むことが出来ていた。

以上のことから、事務局としては、令和8年度も引き続き、「社会福祉法人 薄光会」と委託契約を締結し、基幹相談支援センター事業を実施してまいりたいと考えております。

一方で、基幹相談支援センターの職員が不在で相談できなかったといったケースもあったことから、次年度は職員の配置体制について改善されたい、ということをお願いしております。

なお、基幹相談支援センター運営業務については、利用者又は他事業所との信頼関係の構築やセンター運営の安定性を考慮し、契約初年度から3年間は同一事業者へ委託するものとしておりますが、障

害者総合支援協議会の承認を得る必要がございます。

現在、契約している「社会福祉法人 薄光会」については、令和6年度から令和8年度の契約を予定しておりますので、令和8年度についても引き続き、「社会福祉法人 薄光会」へ業務委託することについて、承認いただきたいと考えております。

以上で、議題（2）「富津市基幹相談支援センターの令和7年度事業実績報告及び事業評価について」説明を終わります。

島津会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局及び富津市基幹相談支援センターより説明がございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

清川委員

本当に毎年思うのですけれども、よくやってるなというふうに思っています。

今回、19 ページですけれども、課題・検討の下から2行目、「誰かの意思に従わせる為の機関として捉えられる傾向がある」というふうに書かれているのですが、何かこういうことを書かなければいけなかったような経緯というか、何かあったのでしょうか。

大森管理者

表現はどうかなというふうに思いましたが、障がい者の相談支援事業所の宿命だったりするかと思うのですが、障がいのある人ご本人が「こういうことに困ったから助けて欲しい」とか、「一緒に考えて欲しい」ということではなくて、どちらかというところ、ご家族や他の支援機関から、「あの人が困ってそうだから言って聞かせてやってくれ」とか、「あの人が話してもなかなか話が通じないから、説明してやってほしい」とか、「指導してやって欲しい」という形で相談に現れる方というのか、そういう状況が多かったりしますので、それは障がいのある人に我々、「誰々さんが困っているからちゃんとしなきゃ駄目ですよ」という機関ではなくて、ご本人の話をしっかり聞いて、ご本人の意思はどういうところがあって、ご本人が困っていることは何なのかということをしっかり表出して、ご本人の気持ちと周りとのギャップがどこにあるのかということをはっきりと浮き彫りにするのが我々の役目だったりするのですけれども、やっぱり障がいの専門機関ですというところ、「あいつを何とかしてくれ」みたいな感じで、どうしても相談を受ける、受けざるを得なくなるというのか、そういう出会い方をすることがありますので、そこに関してはしっかりご相談してきた

方にも我々の役目を説明してご本人の意思決定に基づく支援体制を作るんですよということは引き続きやっていきたいなと思ひまして、このような書き方をさせていただきました。

島津会長

他に何かございますか。

私から1点。

39 ページ、昨年度、大森さんの報告からは、重層的体制整備事業について記載があったのですが、昨年度、重層はしばらくやらないよというお話があつてここから抜いたのかなとは思ひのですが、実際に重層に関して今何か動きがあるのでしょうか。

小野田部長

重層について昨年お話しさせていただいたのは、今現在がそういう枠組みを作らなくても、順調に連携が取れているからというようなお話をさせていただきましたが、今現在はちょっと進めませんということであつて、その辺の言葉を盛り込む元となる計画をやはり作らなければいけないのではないかといいところもありまして、8年度に地域福祉計画の策定に向けて準備を始めるところなので、状況によつて、重層についても盛り込んで、いつからとは言えませんが、その辺も含めて、検討していきますので時間をください。よろしくお願ひします。

島津会長

ぜひ検討課題として入れていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

他に何かございますか。

(意見なし)

それではご意見等もないようですので、続いて、基幹相談支援センター運営業務について、令和8年度も引き続き、「社会福祉法人 薄光会」に業務委託することを承認することについてご意見がある方はいらつしゃいますか。

(意見なし)

なければ、基幹相談支援センター運営業務について、令和8年度も引き続き、「社会福祉法人 薄光会」に業務委託することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員でございます。

よつて、基幹相談支援センター運営業務について、令和8年度も

引き続き「社会福祉法人 薄光会」に業務委託することについては、富津市障害者総合支援協議会として承認をいたします。

以上で、「議題（２）富津市基幹相談支援センターの令和７年度事業実績報告および事業評価について」を終わります。

### 3. 議題

#### （３）いきいきふっつ障がい者プラン第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の施策の進捗について

島津会長

続いて、議題（３）「いきいきふっつ障がい者プラン第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の施策の進捗について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

福原課長

それでは、議題（３）「いきいきふっつ障がい者プラン第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の施策の進捗について」説明いたします。

資料 47 ページをご覧ください。

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定により、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画と、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を一体のものとして、令和 6 年 3 月に策定いたしました。計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度でございます。

本計画を策定するにあたり、厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が示され、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標と、成果目標を達成するための活動指標を計画に見込むことが適当である、とされております。

このことから、本市では、国の基本指針及び市の実情に即し、成果目標及び活動指標を設定し、計画を策定したところでございます。

48 ページをご覧ください。

成果目標と活動指標の一覧表でございます。

記載のとおり、8 つの成果目標と、その成果目標ごとに活動指標が設定されております。

なお、8つの成果目標については、全て従前の計画から継続となっております。

それでは、各成果目標順に、進捗状況を報告させていただきます。なお、項目が非常に多いことから、要約してご説明させていただきます。

49 ページをご覧ください。

(1)「施設入所者の地域生活への移行」でございます。

49 ページから 52 ページにかけて、「成果目標と目標値」及び「活動指標と計画値」に対する「令和7年12月末現在での実績」を記載しております。

53 ページをご覧ください。

令和7年12月末現在での進捗状況といたしましては、成果目標①の地域生活移行者数は、目標値を下回っておりますが、現在、施設入所者のうち1人は、地域移行に向けてグループホームの体験利用を予定しております。

引き続き、基幹相談支援センター及び行政が中心となり、市内障害者支援施設と共に、地域生活移行に向けた方策について検討してまいります。

②の施設入所者数は、令和7年12月末時点で50人となっており、成果目標の基準である、令和4年度末時点の施設入所者数と比較すると、4人減となっており、目標値を上回っております。

活動指標については、ほとんどの障害福祉サービスが計画値を下回っておりますが、就労継続支援B型や就労定着支援など、計画値を上回っているサービスもあります。また、同行援護や就労継続支援A型など、利用時間や日数、または利用人数のいずれかが計画値以上となっているサービスもあります。

今後も関係機関と連携し、地域移行の体制整備が図られるよう、努めてまいります。

続いて、54 ページをご覧ください。

(2)「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。

成果目標については、県設定項目となっております。

また、「活動指標と計画値」に対する「令和7年12月末現在での実績」を下段に記載しております。

なお、活動指標の①から④に記載の「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」とは、令和3年度に君津圏域4市が共同で設置した

「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」のこととなります。

55 ページをご覧ください。

令和7年12月末現在での進捗状況といたしましては、①については、令和7年12月末時点では2回となっておりますが、令和8年1月9日に3回目の会議を開催しておりますので、計画値を達成しております。

②については、令和7年度の会議においては、困難ケースに対する事例検討を行うことで、連携体制の構築に努めました。次年度以降の会議では当事者、関係者の参加について引き続き4市で検討してまいります。

③、④、⑤については、計画値を達成しております。

⑥については、計画値及び令和7年12月末現在での実績ともに、「0」となっております。

⑦、⑧、⑨については、計画値を下回っております。精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、引き続き関係機関と連携しながら環境整備に努めてまいります。

続いて、56 ページをご覧ください。

(3)「地域生活支援の充実」でございます。

56 ページから 57 ページに、「成果目標と目標値」及び「活動指標と計画値」に対する「令和7年12月末現在での実績」を記載しております。

57 ページ下段をご覧ください。

令和7年12月末現在での進捗状況といたしましては、①「地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討」については、前年度の運用状況に関する検証及び検討を行いました。今年度の運用状況に関する検証及び検討は、来年度当初に評価と併せて実施いたします。

②「強度行動障害を有する人への支援体制の整備」については、支援ニーズ等検討の場の設置には至りませんでした。来年度以降、基幹相談支援センターを中心に、実施方法について検討してまいります。

活動指標については、①は令和4年度に設置していることから、計画値を達成しております。②は、コーディネーターの活動内容について精査を行い、配置について検討しましたが、増員には至りませんでした。来年度以降も増員の必要性について検討してまいります。

③及び④については、来年度当初に評価を実施し、併せて新たな目標を設定してまいります。

続いて、58 ページをご覧ください。

(4)「福祉施設から一般就労への移行等」でございます。

「成果目標と目標値」に対する「令和7年12月末現在での実績」を中段以降に記載しております。

なお、活動指標については、前期計画までは市町村における活動指標がありましたが、今期計画からは都道府県における活動指標のみとなりました。

59 ページをご覧ください。

令和7年12月末現在での進捗状況といたしましては、①「就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数」については、今年度の移行者が4人いたことから、令和7年12月末現在で移行者の合計が11人となっており、目標値を上回っています。

サービス別で見ると、就労移行支援事業及び就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者が、目標値を既に達成しています。

②「就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合」ですが、ここで資料の表記に誤りがありましたので、恐れ入りますが訂正をお願いいたします。資料58ページの最下段 成果目標②の「令和7年12月末現在」が50%となっておりますが、正しくは60%となります。それに伴いまして、59ページ進捗状況の②について、「今年度」と書かれているところを「令和7年12月末現在」と直していただきたいです。それと、「50.0%」となっているところが正しくは「60.0%」となります。

改めて読み上げますと、「令和7年12月末現在、利用者がいた就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合は60%で、目標値を達成しています。」となります。大変失礼いたしました。

③「就労定着支援事業の新たな利用者数」は令和7年度では2人で、合計で5人となっており、目標値10人の1/2となっております。

④「就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合」については、今年度利用者がいた、全ての就労定着支援事業所で就労定着率が7割を上回っており、目標値を達成しております。

続いて、60 ページをご覧ください。

(5)「障がい児支援の提供体制の整備等」でございます。

60 ページから 61 ページに、「成果目標と目標値」及び「活動指標と計画値」に対する「令和7年12月末現在での実績」を記載してお

ります。

61 ページ下段をご覧ください。

令和7年12月末現在での進捗状況といたしましては、①の「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援体制」、②の「児童発達支援事業所」、「放課後等デイサービス事業所」については、計画策定時点で設置済みの事業所が現在も事業継続していることから、目標値を達成しております。

なお、①の「児童発達支援センター」について、君津郡市広域市町村圏事務組合が運営する「きみつ愛児園」は、施設の老朽化により長期にわたる運営が困難となっていること等から、令和8年4月から、「社会福祉法人 佑啓会」による新たな児童発達支援センター「ふる里学舎キッズガーデン君津」の運営が開始されます。

③の「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」についてですが、ここでも資料の表記に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。「君津圏域医療的ケア児等支援協議会」は令和7年度「2回」の開催となりました。となっておりますが、「1回」の誤りとなりますので、訂正をお願いいたします。改めて読み上げますと、「君津圏域医療的ケア児等支援協議会」は令和7年度1回の開催となりました。」となります。大変失礼いたしました。

「医療的ケア児等に関するコーディネーター」については、昨年度と同じ配置人数である5人となっております、目標値を達成しております。

活動指標につきましては、令和7年12月末現在で、「児童発達支援」の利用日数及び利用人数、「放課後等デイサービス」の利用人数、「居宅訪問型児童発達支援」の利用日数は、事業者数が少ないこと等から、計画値を下回っておりますが、その他については、全て計画値を達成しております。

続いて、62 ページをご覧ください。

(6)「相談支援体制の充実・強化等」でございます。

中段以降に、「成果目標と目標値」及び「活動指標と計画値」に対する「令和7年12月末現在での実績」を記載しております。

63 ページをご覧ください。

令和7年12月末現在での進捗状況ですが、成果目標は①、②ともに活動指標の進捗状況と関連があるため、活動指標と併せてご説明いたします。

活動指標ですが、成果目標①「基幹相談支援センターによる地域の

相談支援体制の強化」のうち、①「相談支援事業所に対する専門的な指導・助言」については、令和7年12月末現在では計画値に達していませんが、月1回、相談支援事業所連絡会を開催し、市内の相談支援事業所に対して助言・指導を行うとともに、意見交換を実施しております。3月まで実施予定ですので、計画値は達成される見込みです。

また、市内各相談支援事業所を四半期に1度訪問し、各事業所の事情に合わせた助言・指導、意見交換、ケース検討・依頼等も行っております。

②「同事業所を対象とした人材育成に係る研修の実施」については、富津市地域包括支援センターと共催で、富津市ケアマネジャー協議会員及び富津市内外の居宅介護支援事業所を対象に、「地域生活の安全と防犯」についての研修を実施いたしました。また、相談支援事業所連絡会の中で映像研修を視聴し、意見交換等を実施することで、ニーズを大切にす相談支援活動について理解を深めました。

③「同事業所との困難事例に関する検討会議の開催」については、相談支援事業所連絡会において事例を取り上げ、情報共有や意見交換等、検討してまいります。なお、令和7年12月末時点では計画値に達していませんが、3月までに2回実施予定ですので、計画値は達成される見込みです。

④「主任相談支援専門員の配置人数」については、計画値を達成しております。

次に、成果目標②「富津市障害者総合支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善」の活動指標⑤「相談支援事業所の参画による事例検討実施回数」については、0件となっております。来年度以降、実施方法について検討してまいります。

続いて、64ページをご覧ください。

(7)「障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」でございます。

中段以降に、「成果目標と目標値」及び「活動指標と計画値」に対する「令和7年12月末現在での実績」を記載しております。

65ページをご覧ください。

令和7年12月末現在での進捗状況ですが、成果目標については、令和6年度の報酬改定にて新たに設立された「地域移行促進加算」について、地域生活支援拠点等として位置付けられている市内事業所向けの研修を行いました。今後、各種制度の改正等があった場合に

は、必要に応じて関係機関との情報共有の場や説明会を開催いたします。

活動指標については、①は計画値を下回っております。来年度も引き続き、現地での研修だけではなく、Zoomによる研修等について、開催案内があった際には積極的な参加に努めてまいります。

②については、「グループホームにおける居宅介護等利用に係る減算」について、対象事業所に対して請求の指導を行いました。今年度は大きな制度改正が少なかったことや、複数の事業所が同じ請求エラーをすることも少なかったため、計画値を下回りました。今後、大きな制度改正があった際等には、請求について間違いやすいポイント等を整理して配布するなど、必要に応じて共有・指導を図ってまいります。

続いて、66ページをご覧ください。

(8)「発達障がい者等に対する支援」でございます。

中段以降に、「活動指標と計画値」に対する「令和7年12月末現在での実績」を記載しております。なお、成果目標はありません。

66ページ下段をご覧ください。

令和7年12月末現在での進捗状況ですが、①については、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施は無く、受講者はおりませんでした。今後は、保護者からのニーズ調査を行い、実施方法について検討のうえ、受講者の獲得に向けて取り組んでまいります。

②については、計画値を達成しております。

③については、ピアサポートの活動が無く、参加者はいなかったため、ニーズ調査を行い、ピアサポート活動の実施方法について検討してまいります。

簡単ではございますが、以上で議題(3)「いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)の施策の進捗について」の説明を終わらせていただきます。

島津会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

(意見なし)

ないようですので、議題(3)「いきいきふつつ障がい者プラン第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)の施策の進捗につい

て」を終わります。

### 3. 議題

#### (4) 富津市障害者総合支援協議会委員等の任期の延長について

島津会長

続いて、議題（４）「富津市障害者総合支援協議会委員等の任期の延長について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

峯岸主査

それでは、議題（４）「富津市障害者総合支援協議会委員等の任期の延長について」説明いたします。

資料は 67 ページ以降となります。

現在、本協議会委員の任期については、「富津市障害者総合支援協議会設置要綱」第 4 条の規定により「2 年」、協議会の下部組織である各部会員については、「富津市障害者総合支援協議会部会設置要領」第 5 条の規定により、同じく「2 年」としておりますが、今回、委員及び部会員の任期を 2 年から 3 年へ延長するとともに、現在委嘱している委員及び部会員の任期を 1 年延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとすることを提案いたします。

本件につきましては、昨年 12 月に各委員の皆様へ事前の意見照会をさせていただいておりますが、延長の提案理由について改めて、ご説明させていただきます。

資料 67 ページ、「3. 委員の任期延長の理由」をご覧ください。

現在、策定している障害福祉計画は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年が計画期間であるのに対し、協議会委員の任期は令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 年間となっております。現在の計画に対する評価結果を令和 9 年度からの次期障害福祉計画へ反映させること、令和 9 年度以降、計画に沿った協議会運営を実施するためには、計画期間と委員の任期は連動していることが望ましいと考えます。

以上のことから、委員の任期を 2 年から 3 年へ延長し、現在の委員の任期を 1 年延長することを提案いたします。

続いて、資料 68 ページをご覧ください。

事前の意見照会の結果になります。委員全員が本提案に賛成いただき、特に反対意見等もありませんでした。

つきましては、本日改めて本提案についてお諮りさせていただき、承認をいただきましたら、要綱及び要領の改正を行い、任期の延長をさせていただきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上で議題（４）「富津市障害者総合支援協議会委員等の任期の延長について」の説明を終わらせていただきます。

島津会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

（意見なし）

それでは、ご意見等無いようですので、富津市障害者総合支援協議会委員等の任期の延長について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

挙手全員でございます。

よって、富津市障害者総合支援協議会委員等の任期の延長について、障害者総合支援協議会として、承認いたします。

以上で、議題（４）「富津市障害者総合支援協議会委員等の任期の延長について」を終わります。

### 3. 議題

#### （５）その他

島津会長

続いて、議題（５）「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。

（発議なし）

他にないようですので、以上で議題を終了します。

### 4. その他

島津委員

次に、４「その他」として、事務局から何かありますか。

能城係長

それでは、事務局より２点ご連絡いたします。

まず１点目ですが、本日の会議で富津市障害者総合支援協議会委員等の任期延長の承認を得ましたので、委員の皆様の任期は令和９年３月３１日までとなります。

現在、皆様に交付させていただいている委嘱状は、任期が令和８年３月３１日までとなっていることから、任期延長後の委嘱状を改めて交付させていただきます。

つきましては、大変失礼かと存じますが、新年度になりましたら、

郵送にて委嘱状を送付させていただきますので、ご承知のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

続いて2点目ですが、次回の会議について、ご連絡いたします。

来年度は、「いきいきふつつ障がい者プラン 第4次基本計画・第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画」の策定年度となります。

計画策定に係るスケジュールにつきましては、来年度第1回目の富津市障害者総合支援協議会にてご報告させていただきますが、来年度の協議会は、計画策定年度であることから、年4回の開催を予定しております。

なお、第1回目の会議は5月頃の開催を予定しております。開催に際しては、改めて文書にて通知させていただきますので、ご承知のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

また、年度替わりで人事異動等があった場合は、ご多用のところとは存じますが、すみやかに事務局にご連絡をいただきますよう重ねてお願ひ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、来年度も引き続きお力添えをいただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

事務局からは、以上です。

島津会長

その他、何かありますでしょうか。

川崎委員  
(小川手話通  
訳者)

この会議が2時からということで、家の都合なのですけれども、バスの時間がちょうどこの時間に合うものがなくて困りました。

1時から3時までの間はバスがなくて大変です。1時のバスは1時5分がありますが、2時はバスがなく、3時、4時30分だけなので、開催の時間帯を少し考えていただけると助かります。1時からスタートしてくれると助かります。

島津会長

できたら1時からスタートしていただきたいということですが、事務局として検討しておいていただけますでしょうか。

能城係長

かしこまりました。

まず川崎委員におかれましては、バスの時間がないところをお越しいただくことになり、申し訳ございませんでした。

次回以降の会議につきましては、開催時間を川崎委員のお話もお伺いさせていただきますながら、調整させていただきますと思います。

よろしくお願ひいたします。

5. 閉会

島津会長

(15 : 40)

それでは、他になければ以上をもちまして、令和7年度第2回富津市障害者総合支援協議会を終了いたします。

ありがとうございました。